



## グラントソントン致同 Japan Desk News Flash 2018年第20号

### 今回のテーマ：分公司名義での税関登録と輸出入について

「放管服」改革要求を実行し、全国税関通関一体での通関・検査業務について全面的に各部署を融合させることから、税関総局は通関単位登録管理の更なる最適化・関連登録手続きの簡素化・企業の制度性取引コストを減少させるために、次の事項を公告した。

「通関単位登録管理の更なる最適化する関連事項に関する公告」 税関総署公告 2018年第191号

### 主な内容

#### 一、輸出入貨物の受取人・荷送人及びその分支機構（分公司）が行う通関業務について

輸出入貨物の受取人・荷送人が合法的に設立した分支機構（分公司）は輸出入貨物の受取人・荷送人の分支機構（分公司）備案を行うことができる。輸出入貨物の受取人・荷送人が「通関単位状況登記表」を以て、分支機構（分公司）所在地の税関にて申請する。

輸出入貨物の受取人・荷送人及び税関にて備案をしたその分支機構（分公司）は全国で輸出入通関業務を行うことができる。

輸出入貨物の受取人・荷送人はその分支機構（分公司）の行為に対して法律責任を負わなければならない。

#### 二、通関企業及びその分支機構（分公司）の通関業務について

通関企業及び税関にて備案をしたその分支機構（分公司）は全国で輸出入通関業務を行うことができる。

輸出企業はその分支機構（分公司）の行為に対して法律責任を負わなければならない。

#### 三、臨時登記登録について

臨時登記登録の申請者は「通関単位情報登記表」と非貿易性活動の証明書類を以て、税関にて申請することができる。

2019年2月1日から施行される。

以上

